

平成30年

韓国ソーシャルファーム調査 報告書

公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会
助成 大阪府民共済生活協同組合

目 次

韓国ソーシャルファーム実態調査日程	2
韓国ソーシャルファーム調査報告・・・(炭谷 茂)	3
韓国現地調査報告・・・(野村 美佐子)	10
韓国の社会的企業の制度・・・(寺島 彰)	19
資料1 社会的企業の審査基準	32
資料2 社会的弱者層の判断基準	34
資料3 韓国の社会的企業の制度 (P P T)	38

執筆者

炭谷 茂 社会福祉法人 恩賜財団済生会 理事長
公益社団法人 日本障害者リハビリテーション協会 会長
ソーシャルファームジャパン 理事長

野村 美佐子 公益社団法人 日本障害者リハビリテーション協会 参与

寺島 彰 公益社団法人 日本障害者リハビリテーション協会 参与

韓国ソーシャルファーム実態調査日程

2018年9月27日

韓国社会的企業振興院視察

Korea Social Enterprise Promotion Agency (KoSEA)

福祉法人カナン勤労福祉館視察

Canaan Workfare Center

9月28日

希望の職場視察

Hope Workplace

革新パーク視察

Social Innovation Park Tour

美しい店財団視察

Beautiful Store

韓国ソーシャルファーム調査報告

炭谷 茂

第1章 韓国のソーシャルファームの調査の目的

(1) 日本におけるソーシャルファーム設立の緊要性

現在、日本では沢山の人が社会的排除、孤立をしている。

これに該当する人は、障害者、難病患者、高齢者、ひとり親家庭の親、DVの被害者、ニート、引きこもりの若者、被差別部落の関係者、刑務所出所者、ホームレス、外国出身者など2,000万人以上になる。

これらの人は、一般の労働市場では本人の適性や能力に合う就労の場を得ることが困難な場合が多い。就労していても生きがいを感じず、収入が低いなどの問題を抱えている。

しかしこれらへの対策は、著しく遅れている。

このためソーシャルファームを設立し、就労を通じてこれらの人が、地域社会の一員となるソーシャルインクルージョンの理念に基づく就労対策の確立が急務になっている。

(2) そこで日本ではソーシャルファームに関する法律、条例の制定など具体的検討が急ピッチで進められているが、日本にとって新しい制度であり、設計に当たって検討すべきことが多いので、先行国の実情が大変参考になる。

すでにイギリス、ドイツ、フィンランド、イタリアの実地調査を行い、多くの情報を入手してきた。

韓国もすでに法律を制定してソーシャルファームの設立が強力に進められており、日本の研究者等により調査が進んでおり、多くの邦語文献がある。

日本と韓国とは、制度、経済、社会の状況が相当に異なるが、アジアでのソーシャルファームであり、豊富な経験があるので、今後の日本の制度の設計に参考になることが多いと考えられる。そこで最新の状況や現場の実態を把握するために調査を行った。

第2章 韓国のソーシャルファームの要点

1 韓国のソーシャルファームの歴史

既存邦語文献や今回訪問した社会的企業振興院での説明をもとに略述する。

(1) 1963～1993年 軍事政権

財閥を中心とする経済開発が重視され、社会政策は後順位になった。貧困層、貧困地域が増大した。

- (2) 1998年にいわゆるIMFショックが発生した。このため金大中大統領は、労働条件の弾力化、失業対策の充実等の対策を講じた。

1999年に国民基礎生活保障法が制定された。

- (3) 2006年に社会的企業育成法が、成立し、2007年に施行された。これは盧武鉉大統領時代であるが、ハンナラ党が提案したもので、ウリ党も検討に加わっている。

雇用労働部、保健福祉家庭部、企画財政部など政府機関や研究者も検討に参加し、多分野の人が法案作成に参加している。

法律を制定するに当たりソーシャルファームの先行国であるイタリア、イギリスの制度を参考にしている。「生産的福祉」という概念がキー概念になっている。

法律の所管は、福祉部局でなく、雇用労働部になっている。

- (4) 2010年に社会的企業育成法が改正され、支援対象者の拡大、予備的社会的企業制度の導入等が行われた。

2011年に社会的企業振興院が雇用労働部の関係機関として設立された。

数名で出発したが、現在100名と拡大、予算も増大している。

2012年に社会的協同組合法制定が制定され、ソーシャルファームが協同組合の法人格で設置することが可能になり、設立しやすくなった。

- (5) その後現在まで

2013年に第2次社会的企業育成基本計画が制定され、3,000社の設立を目標としている。

ソーシャルファームは、現在も成長を続けている。

現在「社会経済基本法」案が俎上にあがっている。

2 韓国のソーシャルファームの政治的、経済的、社会的意義

- (1) 韓国のソーシャルファームの概要

(制度の詳細は、後述)

韓国のソーシャルファームは、社会的企業の一分野である。社会的企業の3分の2がソーシャルファームに該当する。

設置数が増加しており、政治的、経済的、社会的役割は、大きい。

対象者は、脆弱者層で極めて広い。

財政援助措置は、広範囲に及ぶ。

(2) 韓国の事情を反映

韓国のソーシャルファームは、次の韓国の事情を強く反映している。

① 経済状況

経済の低迷、施策の未整備のため貧困層が多い。

景気の低迷により失業率が高く、退職年齢が低い。このため特に若者、55 歳以上の者などに失業者が多い。

財閥企業の経済支配力が強く、財閥から独立した企業が育たない。

これにより就労の場を得ることの困難性が高く、若者などにとって働き甲斐のある職場を得ることに困難を生じることがある。

これに対応するため社会的企業の役割が大きい。したがって貧困、失業対策が中心的目的になっている。

② 社会状況

日本と同様に多数の社会的排除される者が、生じている。これは家族、親族、地域の絆の脆弱化が進行していることが背景にある。

さらに貧困や失業問題が深刻で、これが社会的排除を一層激しくしている。

しかし、国の対策は、十分には手が回らなかった。

このため伝統的に教会、民間団体の活動が活発である。

また、財閥の企業が財団を通じてCSRの見地から援助を行っている。

これらの事情から社会的企業は、企業系、教会系、民間団体系に分かれている。

③ 政治的事情

政治主導の面が強く、政権によって政策が変更する。

日本と異なり、官庁の役人の関与が薄い。

したがって、大胆な政策提示が行われ、制度改正が頻繁に行われている。
試行錯誤的な面も窺われる。

④ 国民意識

公依存体質が強く、公からの資金援助を期待する面がある。

これはソーシャルファームの本質と矛盾すると思われるが、韓国ではこの点の問題意識は薄いようである。

3 ソーシャルファームに関する韓国とヨーロッパの差異

(1) ヨーロッパを参考にして韓国は、制度設計が行われた。しかし両者に大きな差異が見られるのは、上述の状況が反映していると思われる。

(2) 理念

ヨーロッパは、ソーシャルインクルージョンを理念とする。

韓国は、貧困、失業対策がメインの目的である。これは雇用労働省が所管していることから言える。

最近は、「社会経済」の考え方を中核にするようになったようである。このため「社会経済基本法」の制定を進めている。

近年は社会統合の目的も考慮されるようになってきた。

(3) 対象者

ヨーロッパは、社会的排除されている者である。

韓国は、貧困層、退職者（55歳以上）のウエートが高い。また、対象範囲が広い。

(4) 支援策

ヨーロッパは、各国によって差異がある。

しかし、近年自立意欲を失わないように配慮するようになっている。

例えば 公的機関の優先購入の制限、支援策に期限を設定 など

韓国は、手厚い。

自立意欲の阻害が懸念される。

近年、人件費援助を3年とするなど軌道修正している。

(5) 運営されているソーシャルファームの実態

① ヨーロッパ

各国によって差異があるが、経済、社会的地位・役割は大きくなっている。
多数の設置数、経営の持続性は確保されている。

経済面では就業者数が多くなり、一般住民も一緒に働く。
生産額のG N Pに占める割合も大きくなっている。

社会面ではソーシャルインクルージョンの理念を具現化しており、社会的排除を受けている者を幅広く支援し、実績を上げている。

業種は、多種多様である。

② 韓国

社会的企業の目的に沿い、発展している。
経済、社会的存在は、大きく、韓国の経済、社会で不可欠な存在になっている。

持続性は確保されており、企業としての生存率は80%である。

経済面では従業者数も多く、生産額も増え、G N Pに占める割合は、協同組合も含め3%程度である。

社会面では国民に浸透し、社会的企業の認知度は、80%と高い。

脆弱階層の援助に大きく貢献している。

業種は、多種多様にわたる。

4 韓国のソーシャルファームの課題

(1) ビジネス性が弱点

補助金、寄付金依存体質が強い。訪問した施設の状況は、次のとおりである。

「カナン福祉館」は軌道に乗る。

幹部のビジネスマインドが強い。

「希望の家」(社会的企業ではないが)は悲観的

当事者の生産性が低い

「美しい店」は、成長しているが、 混合型だが、雇用面の貢献少ない。

(2) 公による管理が強い。

民の自発性を弱体化していないか。

認証制度、助成制度の見直しが迫られる。

公による優先購入の割合が高い。

民間企業から競争の不正の批判が出る恐れも将来起こりうる。

(3) 理念の整理

今後導入される社会経済の考え方に注目される。

ソーシャルインクルージョンの理念の強調が必要でないか。

(4) 自治体の役割が不明確

自治体の関与は必要だが、全国的でない。ソウル市長は熱意がある。

現在は、国主導で進められている。

5 韓国のソーシャルファームの将来

(1) 韓国の置かれている環境を反映し、さらに発展していくだろう。

社会的企業の必要とされる環境は、一層高まる。

貧困層、失業、中高齢者の増加

国の社会政策の代替機能

(2) 政権の交代による政策の方向が大きく変更される可能性がある。

予算が増大しているが、政権交代によって急変する可能性もある。

なお、ソウル市は、強力に進められているのもソウル市長個人のリーダーシップが大きい。

(3) 今後の環境の変化によりヨーロッパと同様なソーシャルインクルージョンの理念の強調される可能性もある。

6 日本のソーシャルファームへの示唆

(1) ソーシャルファームの育成方策

予備的社会的企業制度は参考になる。

(2) 中間支援組織の活動

社会的企業振興院の役割は、大きい。

社会的企業を育成
研修、情報提供

(3) 政治家のリーダーシップ
与野党に渡って関心が強い。

(4) 企業の支援

(5) 国民の認知度の大きさ

韓国現地調査報告

野村美佐子

はじめに

2018 年 9 月 27 日と 28 日にかけて行ったソーシャルファーム現地調査において、訪問をした 5 か所についてそれぞれ報告をしていく。なお、ここでは社会的企業という言葉はソーシャルファームと同じ概念で使用する。また取材から得た情報を基本的にまとめている。

韓国社会的企業振興院 (KoSEA)

今回の韓国でのソーシャルファームの実態調査について、全面的に協力をしていただいたのが韓国政府雇用労働部の外郭団体となる韓国社会的企業振興院（以下振興院）である。

訪問の際に振興院の部長であるソン氏（Namchul Song）が対応してくれた。



振興院の受付



中央がソン氏

振興院は、社会企業育成法が 2007 年に施行され、2010 年に改正された時、第 20 条をもとに社会的企業を育成し、促進するために設立された。さらに 2012 年の改正において条文が整理され、第 21 条のもとで、振興院は、雇用労働部長官から社会的企業の活動に関する実態調査、社会的企業認証に関する業務、定款などの変更に関する報告書の受理、教育訓練の実施などが委託されている。

また、振興院は、2012 年に制定された協同組合基本法 116 条により協同組合のセルフサポートの基礎を形成するための貢献も担うことになった。

現在、4 つの部門（企画・管理部門、スタートアップ・起業支援部門、持続可能な育成支

援部門、協同組合部門）と13のチームで構成され、100人のスタッフがいます。以下のサービスを行っている。

1. 社会的企業と協同組合の研究と育成を行う。
2. 社会的企業と協同組合のセルフサポート力を強化する。
3. 社会的企業と協同組合の持続可能なエコシステムを構築する。
4. 調査に基づいた政府による政策作成を支援する。

ソン氏に韓国の社会的企業の実態について聞いてみると次のようにまとめられる。

最初に社会的経済の定義から始まった。民間による活動で2つ目的がある。社会的価値とビジネス活動である。社会的価値は、①仕事を作り出す。②社会サービスを提供する、③地域社会を活性化するという3つがある。その一方で、ビジネス活動で利益を作り出すとしていく。この社会経済の考え方が社会的企業に大きく影響しているようである。

社会的企業は、脆弱階層に社会サービス又は仕事場（就労）を提供し地域住民の生活の質を高めるといった社会的目的を追究しながらビジネス活動を行う雇用労働部の認証を受けたものとなる。2018年の5月の統計によると、社会的企業として認定されたのが1,937社、予備的な社会的企業は1,291社で合計3,228社となっている。

それに対して、協同組合は、法人格があり、以前は、農業な、どの大規模の場合、特別な法律があったが、2012年の協同組合基本法が制定されて以降、5人以上の小規模の組合は、一般協同組合と呼ばれている。2018年7月現在、登録された協同組合は、13,626か所だ。登録制であることから、認定制の社会的企業より多い。協同組合の92%が一般協同組合で、社会的協同組合、一般的協同組合連合会、社会的共同組合連合会がある。

上記2つの社会的経済のための制度的な枠組が構築され、経済と財政状況が引き上げられたと考えられている。

社会的企業として認証を受けるためには、7つの要件を満たさなければならない（下記参照）。そのうち2つか3つ要件を満たさなければ予備的社会的企業となる。認証を担当しているのは、労働省であるが実際の業務は振興院が行う。予備的社会的企業は、政府や地方公共団体が行っていて、その場合認定ではなく指定という。また認定を受けるために必ずしも最初に予備的社会的企業になる必要はない。社会的企業の目的は、5つあり、①雇用提供、②社会サービス提供、③地域社会貢献、④混合型、⑤その他となる。認定されると人件費、運営費、敷地購入費・施設費の支援、法人税・所属税の減免などがある。

社会的企業の認定については以下の7つの要件を満たさなければならない。

1. 法的に独立した組織形態を備えている。（法人格がなくてもよい）
申請を出した企業の代表者は2つの社会的企業になれない。
2. 有給の雇用者
最低賃企業の金額をクリアする必要がある。しかし重度障害者の場合は除かれる。
3. 社会的目的の実現

先ほども説明したが、職場提供型の場合、全体の雇用者の 50%が社会的弱者でなければならない。実際は 30%のところが多い。対象者は、55 歳になると雇用されないのが高齢者、低所得者、結婚した外国人、脱北者、職のない人、ホームレス、療養者などが対象となる。一般的な人に関しては、専門家とか使命感のある人が多いのではないと思うが、若者にとって誰でも働ける場所である。またスタートアップのサポートがあるので、現在、約 1,000 か所で、今後、2,000 か所以上を目指している。社会的企業で働いているのは、高齢者、障害者、そして低所得者で収入が全体の 60%以下というように対象者は広いと考えられる。

4. 利害関係者が参加する意思決定の構造がなければならない。

民主的に運営するためにこのようにした。

5. ビジネス活動を通して一定以上の収入があること。

政府省庁、民間からの補助金は認められない。

6. 法律で定められた定款、規約を備えること

7. 利益の社会的目的への再投資が必要である。

社会的目的に利益の 3 分の 2 以上を再投資しなければならないが、現実的には社会的企業の維持のために広い意味での再投資も可能となる。

社会的企業に認証されても途中でやめる事もあるが、そのための歯止めの策はない。今後、認定制度を維持しながらも登録制度に移行することも考えているそうだが、いろいろな問題が出てくるので、社会的価値を評価する方向になるのではないかと述べている。認定制度の取り消しについては、毎年事業報告書をもらって 4 月と 12 月にモニタリングをしているが、年間 100 か所が取り消されている。なお、新規が 400 か所である。社会企業の生存率については、2007 年から 2017 年をみると 80%~90%になる。人件費支援について、最低賃金の補助が 5 年間補助されること、政府支援が多いこと、社会的企業から購入を優先すること、メンバーの認識が高いことが反映していると振興院では考えている。また、やっている人がどのくらい社会的思想を持っているのかにかかってくるのでその心と責任感があれば生存していくのではないかと考えていることだ。なお、認定の取り消しは、雇用労働部が行う。

社会福祉法人カナン勤労福祉会館

同施設の所長である Paik Sueng-Wan 氏に対応いただいた。



説明と館内を案内してくれた所長

カナン勤労福祉会館は、知的障害者に仕事をする機会を与えて、リハビリテーションを行いながら積極的に自立や社会統合を実現するために 1995 に設立され、1999 年に障害者リハビリテーション施設としてオープンした。2008 年に知的障害者に職場提供を行うための社会的企業として認定されている。2011 年には、京畿道代表社会的企業に選定された。カナン勤労福祉館は、現在、43 人の障害者がいる。その内訳は、知的障害（39 名）、精神障害（1 名）、肢体障害（2 名）、発達障害（1 名）である。そして彼らに対応する 18 人のスタッフがおり、その 70 %が専門家として働いている。障害者全員に最低賃金として 600,000 ~ 700,000 ウオンを支払っている。やめる人がいないので高齢化している。社会的企業になって 3 年間の人件費の補助があったが、現在はないとのことだ。

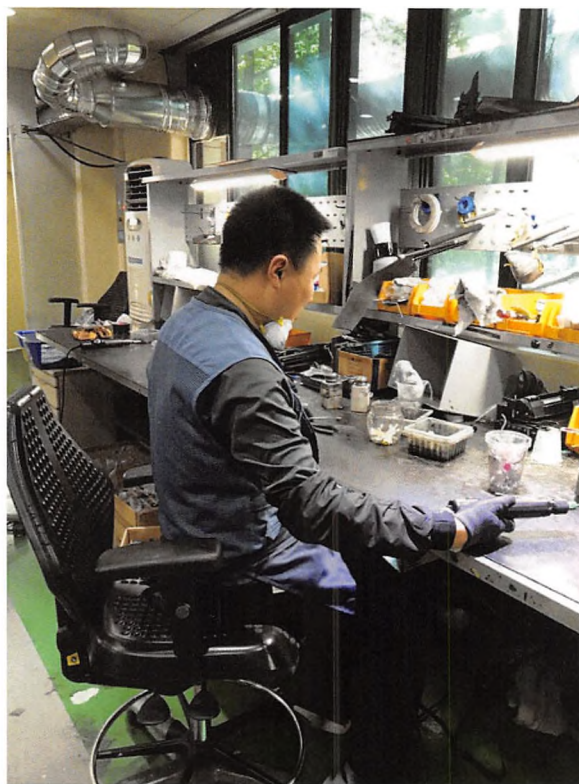
主な仕事として、2003 年よりトナーカートリッジリサイクル事業を行っている。使用済みカートリッジを分解して、残りの廃トナーを除去し、再利用に不適切な部品とドラム・ワイパーブレードを交換して、新しいトナーを詰め再利用できるようにしている。売り上げは、1 億 8,000 ウオンである。成功している事例である。その理由の一つに公共機関（保健福祉部、ソウル市庁など 50 か所）の協力納入や重度障害者施設として製品の優先購入があることだと説明していた。

また、他の事業として相談事業、社会リハビリテーション、地域リハビリテーション、広報事業があり、その他雇用支援、作業能力向上のための作業などがある。

館内を案内してもらったが、地下には講堂、一階は事務室や作業場、製品の保管室があり、2 階には食堂、3 階は屋外運動所がある。作業場では障害者等が楽しく働いていたことが印象的であった。



様々な印刷機が置かれていた。



作業を行う障害のある青年

希望の職場 (A Work Place of Hope)

ここでは、キリスト教の神父で聖公会に所属する Yoo Chan-Ho 氏が所長で日本からの視察に対応していただいた。

ソウル市は、20 万人ぐらいの精神障害者おり、ソウル市の就労支援として設立された。インチョン市にある県外施設だが、農業の場所として適切なところで、おいしいお米が生産されるとのことだったのでこの場所が選ばれた。2016 年からこの事業が始まったばかりだ。母体は、社団法人障害検疫問題研究会である。ソウル市からは、年間約 2 億ウオンをスタッフの人件費と運営費として提供される

この施設の定員は、30 人であるが 20 人の精神障害者が働いている。40 代中心で彼らのほとんどが雇用された経験がない。作業は、近隣で生産されたお米を買い、精米をして販売をする予定であったが、利用者にとって難しい作業であり、そのための予算も必要なのであきらめて精米のみ仕事をするようになった。機械を使って行うので作業が自動化しているので障害のない人がする場合 3 人ぐらいでできる仕事を 20 人でする。

また、作業自体がシンプルなので負担がない。しかし、意欲もなく集中力もない利用者である。そう意味で、通勤することも必要な活動と考え、次のような日程で、一日 6 時間の労働を行う。

1 日の日課表

09:40-10:30	金浦空港 4 番出口出発 →雲水里（地名）経由
11:00-12:00	朝の集会 一日の日課計画
12:00-13:00	昼食
13:00-16:00	勤労活動（精米）プログラム
16:00-16:50	勤労活動及び終わりの集会
16:50-18:00	出退勤訓練



作業場

1 人、賃金として 4 万 7 000 円が支払われる。(最低賃金 13 万円)。ここの希望者については、精神障害者保健センターを通して募る。

社会的企業の認定を受けるつもりはないとのことだ。その理由としてソウル市と協同で始まり、すでに述べたようにこの職場のスタッフの人件費と運営費があるからだそうだ。

ソウル革新パーク (Social Innovation Park)

ここに対応していただいたのは、ウェブサイトの構築を行っている団体の委託を受けて革新パークについて説明をするスタッフであった。

巨大な敷地を使用してソウルイノベーションパークとして再開発中であるという。資料によれば、そこは、入居団体は、文化・芸術、環境・生態・エネルギー、製造・生産・流通、ネットワーク・支援、建築・空間、福祉・人権、IT、メディアなどの入居団体と革新家で構

成される。また、活動と空間があるという構成になっている。観光スポットにもなっているようである。



パークの全体図

社会的革新というのは、市民中心で、日常的な問題の解決法を捜すことだとの説明があった。たとえば、環境問題であったり、自転車の問題であったり、身近な市民の問題の解決である。現在ある建物は、もともと 1960 年ごろから国立保健院、食品医薬安全省、疾病管理本部として使用していたが、2010年に本部を移転した。その際にどのように使用するかについて話し合われた。2011年、ソウル市長に就任したパク・ウオンスン（朴元淳）氏の決定により、社会問題解決のため革新的解決法案が提出された。

2013年から2014年にかけてソウル革新パークとしての活用が具体化していった。また、中間組織であるソウル市マウル(町)共同体総合支援センター、ソウル社会的経済支援センター、ソウル市青年ハブ、ソウルシニアセンター、ソウルクリエイティブラボなどが入居した。2015年には、ソウル革新パークを活性化し、革新家と市民をかけはしとなるためにオープンし、第一次入居を募集した。そこは、革新家にとっては多くの社会問題をみんなの力を集め解決する社会革新プラットフォームであり、市民にとっては、特別な学びと遊びを365日体験できるクリエイティブな公園になるとしている。

2016年には、第2次募集を行った。中小規模建物改修工事が完了し、女性家族複合施設が入居した。同年、上記のソウル市長が新年の挨拶の際に「今までの4年間ソウル市政に大小を問わず多くの変化と革新がありました。市民を市長として敬う協力が市政の基盤となりました。革新は誰も抗えない市民の原則になりました。協力と革新は今ではソウル市政を象徴する単語となりました。」と述べている。この革新パークの理念を表している。

2020年までの3段階の再開発計画であり、一段階が終わったところだそうだ。現在(2018年9月)、ここには、全部で136か所の団体が入居し、未来館には228の団体が入り、青年ハブ館には、青年だけが入れ、39の団体が入る。文化・芸術は65の団体が入る。具体的にどのような組織が入っているかという、中間組織として、ここを管理するソウルイノベーションセンター、ソウル市社会的経済支援センター、ソウル市協同組合支援センターなどである。またその他入っている組織として50+西部キャンパスの団体は、50歳をすぎると仕事なくなるのでその後のキャリアの教育の場となる。世界とも関わり、「美しいコーヒー」が2002年に韓国で初めてフェアトレードビジネスを始めたが、2014年に財団となり、ここに事務所を構えている。



未来館の入口



一階

美しい店財団 (Beautiful Store)

今回の美しい財団の事務所の訪問では、戦略部長である Yeun Ghab Jung 氏に対応していただいた。2002年に美しい店が設立されたが、そのときの創設者の一人がソウルの市長だそうだ。但し、市長になる前のことだそうだ。社会的企業の育成法の認定第2号である。雇用の創出と社会サービスの提供をしているの混合型の社会的企業となる。

美しい店の使命は、「すべての人の参加を通して「分かち合い」と「循環」の美しい世界を構築すること」である。こうして韓国にリサイクルの文化を定着させた。市民からいらなくなったものを寄付してもらい、それを販売することで得たお金で慈善事業を行う。たとえば、売り上げからお店の賃貸料や人件費を引いて、約18%を地域に配分する。あるいは、お年寄りに対して生活用品を渡している。また学校などで教育の一環として環境やリサイクルの重要性を話している。さらに開発途上国にたいして支援を行うという活動を行っている。

仕事の流れについて次のようなスライドを用いて説明をしてくれた。



また、リサイクルの事業以外に以下のような事業を行っている。

- ・公的なリサイクルのキャンペーン
- ・慈善活動
- ・ボランティア活動の場所の提供
- ・フリーマーケットの開催
- ・フェアトレードの事業

外国の製品を適切な 価格で 輸入することで、発展途上国の中小企業の支援を行う。

- ・「エコパーティ・メアリー」というブランドとして、アクセサリ革製品を再利用した鞆やエコバッグの制作をおこなう。
- ・国際的な開発プログラムや小規模の社会的企業の支援のために寄付活動を行う。

現在、韓国には、110 か所に店舗がある。今までに 2215 人が寄付をしてくれ、250 万人が買ってくれた。40 人のスタッフに対して、ボランティアとして週一回 4 時間以上働く人は 3500 人がいるという。買ってくれた人は、購買天使、ボランティアはボランティア天使、寄付をしてくれた人は寄付の天使と呼ばれるという。売り上げは、2017 年は 40 億ウォンであった。

おわりに

韓国においては、社会的企業と社会的協同組合という形態でソーシャルファームが発展している。そして上記 2 つのサポートを行うのが韓国社会的企業振興院である。日本においてもソーシャルファームを普及させるためには、法律での位置づけと振興院のように国と民間の事業者をつなぐ役割を担う組織が必要であると考ええる。

韓国の社会的企業の制度

寺島 彰

1. 韓国のソーシャルファームの成立過程

(1) 1998年IMF危機への対応

1997年に起こった経済危機のために、多くの失業者が発生し、その対策として、雇用創出のための取り組みが、官民を問わず行われた。そのなかで、ヨーロッパを中心に発展してきた社会的経済および社会的企業に対する関心がもたれ始めた。

(2) 2003年社会的就労事業開始

雇用労働部が、雇用の創出と社会サービスの提供のために「社会的就労（創出）事業」を開始した。この事業では、社会的課題を解決を目的として民間のNPOが事業を創出し、自立して運営するために、政府は人件費の支援をすることとした。

(3) 2005年社会的就労タスクフォース結成

雇用労働部、保健福祉家族部、企画財政部などの政府機関、社会的企業に関する研究者、社会的雇用創出に関する現場の専門家で構成された「社会的就労タスクフォース」が結成され社会的企業を育成するための法案が作成され、国会に提出された。

(4) 2006年社会的企業育成法成立

2006年12月に「社会的企業育成法」が国会を通過し、2007年7月に施行された。その特徴は、脆弱階層を生産的福祉で支援することであった。

(5) 2010年社会的企業育成法改正

それまでは、高齢者や障害者が「脆弱者層」とされていたが、脆弱階層の定義が「自分に必要な社会サービスを市場価格で購入するのに困難があったり、労働市場の通常条件で就職が特に困難な階層」と拡大されたために、後述のように、結婚移民女性などを新たに含むこととされた。

また、国は社会的企業の体系的育成・支援のために社会的企業育成基本計画を5年ごとに策定するとともに、地方に対しても市・道別の社会的企業支援計画の作成・実施を義務付け、それを雇用労働部長官に提出させることにした。

さらに、「予備的社会的企業」の制度が設けられた。これは国の社会的企業の認証要件の一部を満たしていないものの、今後、その認証を目標としているとして、自治体の長（地域型）または中央行政機関の長（部署型）が指定する企業のことである。予備的社会的企業への支援事業として①人件費補助、②専門人材への人件費補助、③経営コンサルティング支援、④事業開発費支援がある。

くわえて、社会的企業の定義と認証要件において社会的目的が拡大され「地域社会への貢献」が加えられ、社会的企業の類型に、⑤「地域社会貢献型」が加わった。

(6) 2011年社会的企業振興院設置

2011年2月に雇用労働部により「社会的企業振興院」が設置された。同院の目的は、現場の社会的企業と行政との調整および中間支援組織を側面から支援することなどである。詳細は、下に述べる。

(7) 2012年協同組合基本法成立・施行

協同組合は、組合員の自発的な参加・民主的な意思決定などの特性に基づいて、事業を推進する。認証を必要としないので、社会的企業よりも設立が容易である。

一般協同組合と社会的協同組合に分かれている。

下表は、それぞれの組合の年間設立数である。

表1 一般協同組合と社会的協同組合の年間の設立数

	2013	2014	2015	2016
一般協同組合	3,042	2,691	2,286	1,961
社会的協同組合	103	122	180	203

文献(5)から引用

協同組合の設立により、韓国の社会的経済企業は、全体として下のようになっている。

表2 社会的経済企業の数

(2016年)

組織類型	社会的企業	協同組合	マウル企業	自活企業	合計
数(個)	1,713	10,640	1,446	1,149	14,948
雇用人数 (人)	37,509	29,861	16,101	7,629	91,100

文献(5)から引用

2. 社会的企業の認証の要件

「社会的企業育成法」で、「社会的企業」とは、「脆弱者層に社会サービスまたは雇用機会を提供し、地域住民の生活の質を高めるなどの社会的目的を追求しながら、財貨およびサービスの生産・販売等の営業活動を行う企業として認証を受けた事業体」と定義されている。そのため、支援を受けるためには、認証が必要であり、また、「認証」を受けていない企業は、社会的企業やこれに類似した名称を使うこともできない。審査は、雇用労働部に設置された審査委員会により判断され、政府が認めた認証証が発行される。四半期に1回ずつ認証の申請を受け付けている。

ただし、社会的企業を設立しようとする事業者を「予備的社会的企業」として認証する制

度もあり、人件費の補助などが行われる。

社会的企業の認証の要件は、次の7つである。

表3 社会的企業の認証要件

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①法人格をもつかそれに準じた組織であること②有給勤労者の雇用従業員を雇用して財やサービスの生産販売などの活動をさせること。③企業の主な目的が、脆弱者層に就労または社会サービスを提供し生活の質を向上させるなど、社会的目的の実現にあること。④サービスを受ける者や勤労者などの利害関係者が参加する意思決定構造を整備すること。⑤営業活動を通して一定の比率以上の収入があること。⑥法令に定める定款や規約などを整備していること。⑦配分可能な利益の3分の2以上を社会的目的のために使用すること。 |
|--|

文献(1)から引用

以下に詳細を述べる。

(1) 法人格をもつかそれに準じた組織であること

民法による法人、組合（社団法人、財団法人）、商法による会社、合資組合（株式、有限、合資、合名、有限責任会社、合資組合）、特別法による法人、非営利民間団体（①公益法人設立、運営に関する法律第2条による公益法人、②非営利民間団体支援法第2条による非営利民間団体、③社会福祉法第2条第3号による社会福祉法人、④消費者生活協同組合法第2条による社会的協同組合、社会的協同組合連合会、⑥その他の法律による法人又は非営利団体（農業・漁業組合法人・農業会社法人、個別法による共同組合など）

そのために、組織の部署、個人事業者、自治体や公共機関が出資した組織、事業団は原則的に社会的企業として認証を受けられない。また、非営利法人・団体などは独立性の有無を判断するためにより厳しい審査を受ける。

(2) 有給勤労者を雇用して、財貨とサービスの生産・販売などの営業活動すること

社会的企業での有給勤労者とは、雇用形態を問わず雇用保険に加入した者を意味する。しかし、雇用保険の加入者であっても申請企業の代表者の配偶者と直系尊属・直系卑属、役員は有給勤労者の数に含まれない。但し、登記役員、利害関係者の資格で意思決定構造に参加する目的で選出された勤労者は例外として認められる。これと共に申請企業は申請月までの6ヶ月間に平均1人以上の有給勤労者を雇用すべきであり、社会的目的の実現の類型の中で職場提供型は平均5人以上を雇用しなければならない。また、勤労者に対する最低賃金と社会保険を確保しなければならない

社会的企業の類型別脆弱階層の職場の雇用比率は、下表のとおり。

表 4 社会的企業の類型別脆弱階層の雇用比率

社会的企業の類型	脆弱階層の雇用比率
職場提供型	全勤労者に対する脆弱階層の勤労者の比率が 50 %以上
混合型	全勤労者に対する脆弱階層の勤労者の比率が 30 %以上
地域社会貢献型	全勤労者に対する脆弱階層の勤労者の比率が 20 %以上

(3) 脆弱階層に職場と社会サービスを提供し、地域住民の生活の質を高めるなどの社会的目的の実現を組織の主な目的にしていること

社会的目的の実現は社会的企業のもっとも重要な認証要件であり、一般営利企業と区別を可能にする指標である。社会的企業は、目的により、①職場提供型（脆弱階層に対する雇用の創出を通して社会的な目的を実現する）、②社会サービス提供型（脆弱階層に社会サービスを提供する）、③混合型（脆弱階層に職場と社会サービスを共に提供する）、④地域社会貢献型（地域貢献を行う）、⑤その他型の 5 つの類型に分けられる。社会的企業の認証を申請する企業はこの 5 つの類型の中から一つを選択する。

審査においては、社会的目的の実現について、選択した類型によって申請前月を基準に 6 ヶ月の実績を確認する。具体的な実績を裏付ける方法は類型によって違いがあるため、類型別に的確な方法で実績を裏付けなければならない。具体的な審査基準は資料 1 を参照のこと。

(4) サービスを受ける者や勤労者などの利害関係者が参加する意思決定構造を整備すること

社会的企業は社会的目的を優先的に追求するため、勤労者代表、サービス受益者代表、地域関係者、外部専門家、後援者、連携企業、連携企業の人材など様々な理解関係者が実質的に参加する民主的な意思決定をする構造を備えていなければならない。企業の組織形態によって意思決定構造の形は異なっているが、これに関連する内容を定款または運営規定に必ず明記することで意思決定構造の根拠を設け、この根拠に基づいて実質的な会議体が運営されなければならない。

民法による法人・組合、商法による会社・合資組合、特別法によって設立された法人は、関連法令上議決権がある理事会を主な意思決定機構とする。また特別法によって設立された非営利民間団体などでは定款・規約などに規定されている意思決定機構が認められている。但し、非営利法人または組合は、組織の特性上避けられないと受け入れられる場合、実質的な意思決定の権限を持つ運営委員会などが、社会的企業育成専門委員会の審議を経てその他の類型の意思決定機構として認められる。意思決定機構は認証の申請前（申請月を含む）の 6 ヶ月以内に最低 2 回以上会議開催の実績がなければならない。このような意思決定機構は最小 3 人で構成されるが、社会的目的の実現の類型に関わらず勤労者代表と外部の利

害関係者が参加しなければならない。社会的協同組合はこの要件を満たしたこととみなす。

(5) 営業活動を通して一定の比率以上の収入があること

社会的企業として認証を受けるためには、有給勤労者を雇用して最低 6 ヶ月間以上の営業活動がなければならず、同一期間内に営業活動を通した収入が総労務費対比 50%以上でなければならない。

営業活動を通した収入は財貨とサービスの供給を通して得た営業収入を指し、人件費の支援金、その他の政府省庁・民間からの補助金などは含まれない。補助金、後援金、支援金は営業外の収入として算入されるが、公共売上による収入とバウチャー事業の収入は営業収入として認められる。

発注先が競争公募を通して社会サービス提供機関を選定・契約した場合は支援金、補助金などの用語が使用されても公共市場に対する営業収入として認められる。但し、社会福祉施設の運営費、補助金など関連法令によって独占的に委託される事業収入と政府が支援する施設運営費などは除外される。製造業と流通業は原材料費と商品売上原価を売上額から引いた金額が営業収入として認められる。

労務費は政府の人件費補助の有無とは別に実質的に勤労者に支給される総額を意味し、企業の代表の給料も総労務費に含まれる。賃金(給料)には個人負担の保険料を含む人件費、雑給(日雇い)、時間外手当、ボーナスが該当するが、法人が負担する社会保険料、退職給与の引当金、教育訓練費、外部の賃加工のサービス費は除外される。

(6) 法令に定める定款や規約などを整備すること。

社会的企業として認証を受ける為には目的、事業内容など「社会的企業育成法第9条及び同法施行令第11条に定める定款、規約などを備えていなければならない。それには、1. 目的、2. 事業内容、3. 名称、4. 主な事務所の所在地、5. 機関及び支配構造の形態と運営方式と重要事項の意思決定方式、6. 収益配分と再投資に関する事項、7. 出資と融資に関する事項、8. 従事者の構成と任免に関する事項、9. 解散と清算に関する事項、10. その他大統領令に定められた事項が含まれる。

協同組合基本法による社会的協同組合はこの要件を満たしているとみなす。

(7) 配分可能な利益の3分の2以上を社会的目的のために使用すること。

「商法」による会社・合資組合の場合は配分可能な残余財産の3分の2以上を他の社会的企業または公益の基金に寄付するようにする内容が含まれていなければならない。

商法上会社や合資組合などは当該企業の定款もしくは規約内に利益の再投資に関連して会計年度別に配分可能な利益が発生した場合利益の3分の2以上を社会的目的の為に再投資するという内容が入っていないと認められない。ここでの配分可能な利益は、商法上の配当可能利益を指す。配分可能利益が発生した際、それらを当該年度内に社会的目的に使用し

なければならない。別途の勘定科目として積立てることも可能であるが、2年以内に社会的目的に使用しなければならない。

社会的目的の使用範囲には勤労者の勤労条件の改善、地域社会に寄付などの社会貢献事業、雇用拡大の為の施設投資などが含まれる。この認証要件は組合員の利益の為に設立された営農組合、農業会社、共同組合なども商法上会社に準じて同様に適用される。社会的協同組合はこの要件を満たしているとみなす。

3. 認証社会的企業への支援制度

認証社会的企業への支援制度には下表のようなものがある。

表5 認証社会的企業への支援制度

- | |
|--|
| ①人件費の補助（最長3年間）
②専門の人材の人件費の補助（3人まで）
③社会保険料の支援（最長5年、事業者負担分）
④事業開発費の支援
⑤融資事業や投資事業への財政的支援
⑥法人税と所得税減額（5年間、50%）
⑦地方自治等への優先購入
⑧経営コンサルティング経費補助
⑨ネットワーク構築の支援
⑩新たなビジネスモデル発掘
⑪企業の立ち上げ時を中心に、運営費、設備費などを支援 |
|--|

文献(3)から引用

なお、この内容は、文献(3)からの引用に現地調査で得た情報を加えたものである。

(1) 人件費の補助

支援期間は最長3年間（1年目は人件費の90%、2年目は70%、3年目は50%）で、政府・地方自治体の財源をもとに地方自治体から支給される。社会的企業1件あたりの上限の定めはない。毎年、予算総額は異なる。

支給金額は、従業員一人あたり1か月に10万円程度受けることができる。そしてこれに予備的社会的企業の2年を加えると、最大5年間は人件費支援を受けて活動を展開することが可能となる。

また、雇用の質などの基準により支援額や支援期間に差をつけることをするようになった。

2015年には脆弱者層の雇用の持続性を高めるため、3年以上の雇用をした場合には追加の人件費を補助するというようなインセンティブを付与することになった。

(2) 専門的人材のための人件費の補助

経営能力を強化するために専門的人材を雇用する際に3人（有給職員50人未満の場合は2人）を限度とし最長3年間の支援を受けることができる。ただし、ほかに同様な支援を受けていないことが条件。一人あたり1か月、16万円程度になる。

(3) 社会保険料の支援

2010年度より支援が開始された。最長5年で、事業者負担分の社会保険料を雇用者全員分支援する。

(4) 事業開発費の支援

2010年度からの資金的支援で雇用労働部と地方自治体が共同でファンド組成して、研究開発、広報、商品開発などの支援を行う。

(5) 融資事業や投資事業への財政的支援

美少（ミソ）金融財団などの福祉事業者と中小企業庁の政策資金または地域信用保証財団を通じて貸し出しを行っている。

(6) 税制の支援認証後、課税が開始して5年間は、法人税と所得税が50%減免される。収益の5%を運営費として使うことができる

(7) 優先購買の支援

社会的企業育成法第12条により認証社会的企業の製品を地方自治体などの公共機関に優先的に購入させる制度である。社会的企業の製品やサービスを優先的に購入することにより、優先購買の実績を判断材料に雇用労働部から地方自治体に対する社会的企業振興支援の助成額が決定される。

(8) 経営コンサルティングの支援

社会的企業からの申請により、労務や会見に関する専門的なコンサルタントに必要な経費を一部負担している。5つのコンサルティング企業がソーシャル・エンタープライズを立ち上げる際のコンサルテーションのために指定された。

(9) ネットワーク構築の支援

競争力の弱い社会的企業の活動を円滑化するため、大手民間企業や地域における自治組織などと社会的企業のネットワーク化を促進する。

(10) 新たなビジネスモデル発掘

社会的企業の支援機関が全国の地方自治体にあり、地域に合った新たなビジネスモデルを実践している事業者を発掘する。

(11) 企業の立ち上げ時を中心に、運営費、設備費などを支援

4. 脆弱者層の定義

社会的弱者層は、社会的企業育成法施行令第2条に「自分に必要な社会のサービスを普通の市場価格で受けるのが困難であるか、労働市場に一般的な条件での就職が困難な階級」と定義されている。概要は、下表のとおりである。判断基準は、資料2に示す。

表6 社会的弱者層の概要

社会的弱者層の概要	(社会的企業育成法施行令第2条)
1. 世帯の月平均の所得が全国平均の100分の60以下の人 2. 「雇用上の年齢差別禁止及び高齢者の雇用促進に関する法律」第2条第1号の規定による高齢者 3. 「障害者の雇用促進及び職業開発法」第2条第1号の規定による障害者 4. 「売春防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条第1項第4号の規定による売春被害者 5. 「青少年雇用促進特別法」第2条第1号の規定による「成年」または「退職女性等の経済活動促進法」第2条第1項の「退職女性等」のうち、「雇用保険法施行令」第26条第1項の規定による雇用促進奨励金の支給対象となる人 6. 「北朝鮮離脱住民保護及び定着支援に関する法律」第2条第1号の規定による北朝鮮脱北者 7. 「家庭内暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条第3号による被害者 8. 「ひとり親家族支援法」第5条及び第5条の2に基づく保護対象者 9. 「在韓韓国人処遇支援法」第2条第3号の規定の結婚による移住者 10. 「保護観察等に関する法律」第3条第3項の規定による更生保護対象者 11. 次の各項目のいずれかひとつに該当する者 - イ「犯罪被害者保護法」第16条の規定により救助された被害者が障害を ① 被った場合、救助された被害者と生計を共にする配偶者、直系血族及び ② 兄弟姉妹 - ロ「犯罪被害者保護法」第16条の規定により、救助された被害者が死亡した場合、その救助された被害者と生計を共にしていた配偶者、直系血族及び兄弟姉妹 12. その他、雇用労働部長官が就業状況等を考慮して、「雇用政策基本法」第10条の規定による雇用政策審議会の審議を経て、社会的弱者層と認めたもの	

- イ 1年以上の長期失業者
- ロ 「刑の執行及び収容処遇等に関する法律」に基づく受刑者で初めて雇用された時
が出所後6か月を経過していない者（ただし労役留置者を除く）
- ハ 「保護青少年などの処遇に関する法律」に基づき少年院に送られた青少年で、初
めて採用された時が、少年院退所後6か月を経過していない者
- ニ 「保護観察に関する法律」に基づく保護観察青少年（保護観察期間中である者）
- ホ、 ホームレス
- ヘ 薬物、アルコール、ギャンブル依存症の者
- ト 先天性または回復が見込めない難病を治療中の者（疾病管理本部の難病リスト
を確認）
- チ 女性失業者のうち家族を扶養する責任のある者（女性家庭）

*ただし、社会サービスの対象となる社会的弱者層は上記の社会的弱者と祖父母と
孫の家庭、外国人労働者、金融債務不履行者、学校暴力の被害者、未就学の青少年
などが含まれる

5. 社会的企業振興院

（1）役割

- ①社会的企業育成法第20条に基づく、社会的企業の育成と育成
- ②協同組合基本法第116条に基づく、協同組合の自立への貢献

（2）組織

社会的企業振興院は、下表のような組織構成になっている。

表7 社会的企業振興院の組織

企画・管理課	企画・広報係
	教育・管理係
	管理・開発タスクフォース係
起業・初期支援課	
	認証支援係
	業績評価係
	起業支援係
	成長支援係
	予備的社会的企業タスクフォース係
持続発展支援課	
	マーケティング・コンサルティング支援係

協同組合課	リソース・マッチング係
	開設支援係
	協力・管理係
	事業支援係
文献(2)から引用	

(3) 業務

- ①社会的企業と共同組合の発掘と育成
 - ・社会的企業の立ち上げの支援
 - ・能力開発のための教育プログラムの運営
 - ・認証と設立のためのサービス構築
- ②社会的企業と協同組合の自立能力の強化
 - 社会的企業と協同組合の適格性の強化
 - 製品・サービスの競争力の改善
 - 市場選択の支援
- ③社会的企業と協同組合のための持続可能な構造の構築
 - ・社会的経済の価値の普及
 - ・民間部門の社会資源活用ネットワークの拡大
 - ・総合的な情報の共有
- ④調査に基づく政府の政策決定の支援
 - ・社会的企業のビジネスに関するモニタリングと評価
 - ・社会的企業と協同組合に関する政策におけるサービスの実施

6. 社会的企業の数

(1) 社会的企業とその従業員の数

次表は、社会的企業とその従業員数である。

表8 社会的企業とその従業員数

認証社会的企業数	1, 937	+	予備的社会的企業数	1, 291
= 3, 228 (2018年5月現在)				
脆弱者数	25, 171人	／	従業員数	41, 417人 = 60.8%
(2017年12月現在)				
文献(2)から引用				

(2) 社会的企業の型別割合

次表は、社会的企業の型別割合である。

表 9 社会的企業の型別割合

雇用創出型	68.4%
社会サービス提供型	6.2%
地域社会貢献型	5.0%
混合型	9.2%
その他型	11.2%

文献(2)から引用

(3) 社会的企業の産業別割合

次表は、社会的企業の産業別割合である。

表 10 社会的企業の産業別割合

文化・芸術	11.6%
清掃	10.3%
教育	8.2%
環境	5.6%
介護・家事	5.0%
旅行・スポーツ	2.4%
医療	0.7%
育児	0.7%
文化財	0.5%
森林保護	0.4%
雇用	0.4%
その他（製造、販売、食品、家庭用品等）	48.4%

文献(2)から引用

8. 考察

韓国の社会的企業の特徴をまとめてみると下表のようになる。

表 11 韓国の社会的企業の特徴

・韓国の社会的企業は、経済危機を背景に民間活力の活用を目的に始まった。 ・イタリアとイギリスをモデルに独自の体系を構築している。 ・社会的企業振興院は、社会的企業を支援する専門の機関であり、独特の制度である。
--

- ・行政主導の傾向があり、多様な支援がある。
- ・脆弱者階層の範囲が非常に広い。
- ・社会的協同組合の台頭

韓国の社会的企業支援制度は、ヨーロッパの制度を研究して作られているので、脆弱階層を雇用する社会的企業と、脆弱階層を支援する社会的企業、そして、その混合型を中心に制度が構築されている点でイタリアの制度に似ている。さらに、独自の地域貢献型を加え、地域支援を制度化しようとしている。また、脆弱階層の範囲は、イタリアよりも広範である。韓国の社会的企業は、もともと、雇用対策として成立したという社会的背景が影響していると考えられる。

さらに、社会的企業振興院という半ば公的な支援組織をつくっているのも特徴である。しかし、その結果、社会的企業が政府からの助成に頼る傾向がでてきており、近年は、社会協同組合の役割を強化しようとしている点も見逃せない。

2012年7月1日「協同組合基本法」が成立・施行された。多くの協同組合が設立されたが、全体としては新規の設立は減ってきているが、そのなかで、社会的協同組合は、逆に増加の傾向を示しているという。社会的企業の中には、営利目的で税制優遇措置をめあてにする傾向があり、より協同性の高い「社会的協同組合」への移行も増えている。

わが国においてソーシャルファームを普及させようとする社会環境は、韓国とは違うが、韓国の制度の分析は、制度の持続可能性を検討する際に有効だと考えられる。

参考・引用文献

- (1) 韓国社会的企業振興院「韓国社会的企業の認証要件、2016.12
- (2) Korea Social Enterprise Promotion Agency, “Korea’ s Social Enterprise”, 2018
- (3) 小林 甲一, 後藤 健太郎「韓国における社会的企業の育成政策と展開」名古屋学院大学
論集社会科学篇, 53, 3, 1-16, 2017.1.31
- (4) 高間満「韓国における社会的企業の現状と課題」、神戸学院総合リハビリテーション研究,
11, 2, 2016.3
- (5) 雇用委員会・関係省庁合同「社会的経済の活性化方案」, 2017.10.18

資料1 社会的企業の審査基準

社会的企業の類型	審査基準
職場提供型 (脆弱階層に対する雇用の創出を通して社会的な目的を実現する)	認証申請月の直前6ヶ月間有給勤労者が平均5人以上いなければならない。 代表者の配偶者、直系尊属・直系卑属、役員を除いた全体有給勤労者の中に脆弱階層の雇用比率が50%以上 脆弱階層の職場の質は、これは社会的企業育成専門委員会が同種・類似業種の企業の事例を参考にし給料水準、雇用形態、雇用安定性などを総合的に考慮し判断する。
社会サービス提供型 (脆弱階層に社会サービスを提供する)	当該企業からサービスを受ける全ての受益者の内、脆弱階層の割合が50%以上でなければならない。 脆弱階層に市場価格より安価で社会サービスを提供していること。 バウチャー事業の場合は、社会サービスの不足している地域(農漁業、農漁村および食品産業基本法第3条第5号による邑、面単位の地域)に住んでいる脆弱階層を対象に提供した場合は価格に関わらず脆弱階層を対象にした社会サービスの実績として認められる。 老人長期療養機関の場合は、等級判定者を除いた他の脆弱階層に市場価格より安く提供した社会サービスだけが認められる。
混合型(脆弱階層に職場と社会サービスを共に提供する)	全勤労者に対する脆弱階層の勤労者の比率が30%以上 当該企業からサービスを受ける全ての受益者の内、脆弱階層の割合が30%以上
地域社会貢献型 (地域貢献を行う)	①地域の人的・物的資源の活用類型 地域の特産物、歴史、伝統、文化など地域の特徴を表す地域内の人的・物的資源を活用することで、地域住民の所得と職場を増やし地域社会に貢献していると認められる場合に限られる。 請企業の総勤労者の内、当該地域に居住する脆弱階層の比率が20%以上か、社会サービスの受益者の内当該地域の脆弱階層の比率が20%以上でいなければならない。 地域事業型の社会的協同組合と行政自治部が指定したコミュニティー企業は、地域脆弱階層の雇用比率または社会サービス提供比率を満たした場合、認証要件を満たしたこととみなす。 ②地域の社会問題を解決する類型 地域の貧困、疎外、犯罪などの社会問題を解決するための社会的企業 当該部分の収入または支出が申請企業の総収入または総支出の4

	0%以上でなければならない。 ③地域の社会的目的を追求する組織を支援する類型 地域社会に社会サービスまたは職場を提供するか、地域住民の生活の質を高めるなど社会的目的を優先的に追求する組織に対してコンサルティング、マーケティング、資金などを支援する。 当該部分の収入または支出が申請企業の総収入または総支出の40%以上でなければならない。
その他型	政策審議会の審議を経て雇用労働部が社会的な目的の有無を判断す 「職場提供型」と「社会サービス提供型」の基準を共に準用

資料 2

社会的弱者層の判断基準

翻訳 辻ひろ子

第 1 号 (低所得者) 世帯の月平均所得が全国平均の 100 分の 60 以下である者

確認方法

① 世帯の月平均所得

勤労所得の源泉徴収領収書、受給者証明書、福祉対象者の給与の申請結果通知書、健康保険料の納入通知書（領収書）、所得金額証明（国税庁）などで確認できる[最近 6 か月間]の月平均の所得

*健康保険料の納入通知書（領収書）を介して、低所得かどうかを確認する場合は、住民登録簿本、健康保険資格取得の事実確認書などで、実際同居しているか扶養しているかの確認をする

② 全国の世帯の月平均所得

統計庁で公表する[世帯の人数別月平均家計収支]に公表された前年度第 3 四半期の月平均所得

区分	1 人	2 人	3 人	4 人
17 年 3/4 四半期の世帯の月平均所得	1,677,711	3,312,332	4,855,464	5,477,462
60%	1,006,626	1,987,399	2,913,278	3,286,477
月保険料納付額	32,816	64,789	94,972	107,139

*健康保険料（老人長期療養保険料を含む）納入通知額に応じた平均月収算出方法
 平均所得額=健康保険料納付額×1/‘17 年度職場（地域）の加入者保険料率（3.26%）

第 2 号 (高齢者) 満 55 歳以上の者

第 3 号 (障害者) 身体または精神上の障害で、長期間にわたり職業生活にかなりの制限を受ける者

第 4 号 (売春被害者)

- ・地位や威力、その他これに準ずる方法を使って売春を強要された者
- ・業務、雇用その他の関係により、保護または監督するものによって「麻薬類管理に関する法律」第 2 条の規定による麻薬、向精神薬に中毒させられて売春した者

- ・青少年で物事の違いを区別したり、決定する能力が無いか、弱い者、または大統領令が定める重大な障害のある者が、売春するように斡旋、誘導されて売春をした者

- ・売春目的の人身売買をされた者

第5号（青年、退職女性の雇用促進奨励金の支給対象者）

- ・青年：15歳以上29歳以下の者（青年雇用促進特別法第2条第1号及び同法施行令第2条）

- ・退職女性等：結婚・妊娠・出産・育児や家族の世話などを理由に仕事を中断し、または、仕事をしたことのない女性の中で就職を希望する女性（退職女性などの経済活動促進法第2条）

- ・雇用創促進奨励金の支給対象者：雇用保険法施行令第26条第1項及び雇用創出助成金・雇用安定助成金の新生及び支給に関する規定（雇用労働部告示第2017-95号、2018.1.1）による雇用促進奨励金の支給対象者

- ＊奨励金支給対象者が不明の場合は管轄の雇用センターに協力を要請して対象者を確認

第6号（北朝鮮脱北住民）

北朝鮮に住所、直系家族、配偶者、職場等がある人で北朝鮮を脱出した後、外国の国籍を取得していない者（保護対象者）

第7号（家庭内暴力の被害者）

家庭のメンバーとの間で身体的、精神的、または財産上の被蓋を伴う行為により直接被害を受けた者

第8号（ひとり親家庭支援法による保護対象者）

女性家族部長官が、保護対象者の最低生活費、所得の水準、財産などを考慮して、毎年保護を種類別に定める基準に該当するひとり親の家庭

第9号（結婚移住者）

大韓民国の国民と結婚したことがあるか、または婚姻関係にある在外韓国人

第10号（更生保護対象者）

刑事処分又は保護処分を受けた者で、自立更生するために、住まいと食事を提供を受け、旅費の支給、仕事に必要な道具や就業を助けるための金品の支給又は貸与、職業訓練や就職の斡旋などの保護が必要と認定を受けた者

第11号（犯罪救助被害者）

第3条（定義）

①この法律で使用する用語の意味は次のとおりである

- 1 犯罪被害者とは他人の犯罪行為の被害に遭った人とその配偶者（事実上の婚姻関係を含む）、直系親族と兄弟姉妹をいう。
 - 2 犯罪被害者の保護
サポートとは犯罪被害者の損失を取戻し、正当な権利行使と福祉の増進に寄与する行為をいう。ただし調査、弁護または裁判に不当な影響を与える行為は含まれない。
 - 3 「犯罪被害者支援法人」とは犯罪被害者の保護、サポートを主な目的として設立された非営利法人をいう
 - 4 「サポート対象の犯罪被害者」とは大韓民国の領域内または大韓民国の船舶や航空機内で行われた、人の生命または身体を害する罪に該当する行為（刑法第9条、第10条第1項、第12条、第22条第1項により処罰されない行為なら部に過失による行為は除外する）により、死亡したり障害が残ったり重症を負ったりした者をいう。
 - 5 「障害」とは犯罪行為による負傷や疾病のため治療（その症状が固定した時を含む）をした後で、身体に障害が残ったとして大統領令で定められるケースをいう
 - 6 「重傷害」とは犯罪行為により、身体やその生理的機能に損傷を受けたとして大統領令で定められるケースをいう
- ② 第1項第1号に該当する人以外の人で、犯罪防止活動及び犯罪被害者のサポート活動で被害を受けた人も犯罪被害者とみなす。

第16条（サポート金の支給要件）

国家はサポートの対象となる犯罪被害を受けた人（以下サポート被害者とする）が各項のいずれかに該当すれば、サポート被害者又はその遺族に犯罪被害サポート金を支給する

第12号（その他）

イ 1年以上の失業者

地方雇用労働官署、地方自治体並びに国や地方自治体が雇用促進のため事業を委託した民間の就職斡旋機関に、求職を申請した日から起算して1年以上失業状態にある者

＊雇用労働部ワークネットや民間就職斡旋機関（職業紹介所を含む）を介して求職の登録をした記録と求職登録日から1年間、雇用保険被保険者資格の履歴来歴の照会結果の取得記録がない場合

ロ「刑の執行及び収容者の処遇等に関する法律」に基づく受刑者として、出所後6ヶ月を経過していない者

ハ「保護少年等の処遇に関する法律」に基づく少年院出身者として退所後 6 ヶ月を経過していない者

ニ「保護観察等に関する法律」に基づく保護観察少年

ホ ホームレス

ヘ 薬物、アルコール、ギャンブル依存症の者

ト 先天性または難病を治療中の者（疾病管理本部の難病疾患リストを確認）

チ 女性失業者のうち家族を扶養する責任を負うもの（女性家庭）

ー 本人と配偶者であった者の直系の血族（60 歳以上または 18 歳未満）

ー 勤労能力のない配偶者を扶養している者

ー 本人と配偶者であった者の直系血族や兄弟姉妹のうち働く能力のない者を扶養している者

リ 社会サービスの対象となるのは上記の社会的弱者層を含め、祖父（母）と孫の家庭、外国人労働者、金融債務不履行者及び信用度の低い階級の者（信用等級 7 ～ 10 等級）、学校暴力被害者、非就学青少年などを弾力的に認定する

* 未就学の青少年に関する法律（’15・5・29 施行）に基づいて退学、未進学、除籍等の処分を受けた青少年

* 「金融債務不履行者および信用度の低い階級の者」の関連経過規定

このガイドラインの施行日に「金融債務不履行者および信用度の低い階級の者」に該当し、社会的弱者層に認定された労働者は、今後雇用が継続している間は社会的弱者層と認める。ただし、社会的企業の認証審査の際には、同労働者を社会的弱者層の労働者と認めないようにすることを望む

* 各個人別には、社会的弱者層であることを証明するために提出する資料が上記に例示された書類に含まれていなくても、社会通念に照らし事案別に判断する

* 「金融債務不履行者及び信用度の低い階級の者」は 2011 年以前に採用された人に該当し、2012 年以降からは社会的弱者層として新規に認定はされない

* 低所得者、長期失業者など社会的弱者層に該当された者が、同じ職場に勤務し身分が変わった場合、最初に雇用された日から 5 年経つまでの雇用期間は社会的弱者層としての身分を認める

* 例：低所得者として ’15. 4. 1 に雇用された者が、’15. 8. 1 に低所得者から抜けた場合、’20. 3. 31 まで社会的弱者層として認められる

* 雇用創出事業に初めて加わった時、社会的弱者層ではなかったが、社会的弱者層に身分が変わった場合、変わった日を基準として社会的弱者層と認められる

* 例：一般労働者として ’15. 5. 1 に雇われた者が ’15. 7. 15 に高齢者になった場合 ’15. 7. 15 から社会的弱者層として認められる

韓国の社会的企業の制度

(公財)日本障害者リハビリテーション協会
寺島彰

1

韓国の社会的企業の成立過程

- 1998 IMF危機への対応
政府による社会改革、民間による失業対策
- 1999 国民基礎生活保障法制定
市民団体が中心となり成立
- 2003 社会的就労事業開始
- 2005 社会的就労タスクフォース結成
- 2006 社会的企業育成法成立
- 2010 社会的企業育成法改正
- 2011 社会的企業振興院設置

2

社会的企業の認証の要件

- ①法人格をもつかそれに準じた組織であること
 - ②有給勤労者の雇用従業員を雇用して財やサービスの生産販売などの活動をさせること。
 - ③企業の主な目的が、脆弱者層に就労または社会サービスを提供し生活の質を向上させるなど、社会的目的の実現にあること。
 - ④サービスを受ける者や勤労者などの利害関係者が参加する意思決定構造を整備すること。
 - ⑤営業活動を通して一定の比率以上の収入があること。
 - ⑥法令に定める定款や規約などを整備していること。
 - ⑦配分可能な利益の3分の2以上を社会的目的のために使用すること。
- 文献(1)から引用

3

認証社会的企業への支援

- ①人件費の補助(最長3年間)
- ②専門的人材の人件費の補助(3人まで)
- ③社会保険料の支援(最長5年、事業者負担分)
- ④事業開発費の支援
- ⑤融資事業や投資事業への財政的支援
- ⑥法人税と所得税減額(5年間、50%)
- ⑦地方自治等への優先購入
- ⑧経営コンサルティング経費補助
- ⑨ネットワーク構築の支援
- ⑩新たなビジネスモデル発掘

文献(3)から引用

4

脆弱者層の定義

低所得者(世帯の月平均の所得が全国平均の100分の60以下)

高齢者(55歳以上)

障害者

売春被害者

就職困難者

北朝鮮脱北者

DV被害者

ひとり親

移住者

更生保護対象者

犯罪被害による障害者の同一世帯の家族

1年以上の長期失業者

刑余者(出所後6か月を経過していない者)

保護観察青少年(保護観察期間中である者)

ホームレス

薬物、アルコール、ギャンブル依存症

難病者

女性失業者のうち家族を扶養する責任のある者(女性家庭)

5

社会的企業振興院の役割

社会的企業育成法第20条

社会的企業の育成と育成

協同組合基本法第116条

協同組合の自立への貢献

文献(2)から引用

6

社会的企業振興院の組織

企画・管理課 企画・広報係
 教育・管理係
 管理・開発タスクフォース係

起業・初期支援課
 認証支援係
 業績評価係
 起業支援係
 成長支援係
 予備的社会的企業タスクフォース係

持続発展支援課
 マーケティング・コンサルティング支援係
 リソース・マッチング係

協同組合課
 開設支援係
 協力・管理係
 事業支援係

文献(2)から引用

7

社会的企業振興院の業務

1. 社会的企業と共同組合の発掘と育成
 - ・社会的企業の立ち上げの支援
 - ・能力開発のための教育プログラムの運営
 - ・認証と設立のためのサービス構築
2. 社会的企業と協同組合の自立能力の強化
 - 社会的企業と協同組合の適格性の強化
 - 製品・サービスの競争力の改善
 - 市場選択の支援
3. 社会的企業と協同組合のための持続可能な構造の構築
 - ・社会的経済の価値の普及
 - ・民間部門の社会資源活用ネットワークの拡大
 - ・総合的な情報の共有
4. 調査に基づく政府の政策決定の支援
 - ・社会的企業のビジネスに関するモニタリングと評価
 - ・社会的企業と協同組合に関する政策におけるサービスの実施

8

社会的企業数・従業員数

認証社会的企業数 1,937 + 予備的社会的企業数 1,291
= 3,228 (2018年5月現在)

脆弱者数25,171人／従業員数 41,417人
= 60.8% (2017年12月現在)

目的別社会的企業の割合

目的	割合(%)
雇用創出型	68.4
社会サービス提供型	6.2
地域社会貢献型	5.0
混合型	9.2
その他型	11.2

文献(2)から引用

9

社会的企業の産業別割合

産業別	割合(%)
文化・芸術	11.6
清掃	10.3
教育	8.2
環境	5.9
介護・家事	5.0
旅行・スポーツ	2.4
医療	0.7
育児	0.7
文化財	0.5
森林保護	0.4
雇用	0.4
その他(製造、販売、食品、家庭用品等)	48.4

文献(2)から引用

10

韓国の社会的企業の特徴

- ・韓国の社会的企業は、経済危機を背景に民間活力の活用を目的に始まった。
- ・イタリアとイギリスをモデルに独自の体系を構築している。
- ・社会的企業振興院は、社会的企業を支援する専門の機関であり、独特の制度である。
- ・行政主導の傾向があり、多様な支援がある。
- ・脆弱者階層の範囲が非常に広い。

11

参考・引用文献

- (1)韓国社会的企業振興院「韓国社会的企業の認証要件、2016.12
- (2)Korea Social Enterprise Promotion Agency, “Korea’s Social Enterprise”, 2018
- (3)小林 甲一, 後藤 健太郎「韓国における社会的企業の育成政策と展開」名古屋学院大学論集社会科学篇, 53, 3, 1-16, 2017.1.31
- (4)高間満「韓国における社会的企業の現状と課題」、神戸学院総合リハビリテーション研究, 11, 2, 2016.3

12

平成３０年

韓国のソーシャルファーム調査報告書

発行者 （公財）日本障害者リハビリテーション協会
〒162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1
電話： 03-5273-0601 FAX： 03-5273-1523

発行 平成３０年１２月２５日

助成 大阪府民共済生活協同組合